

事 務 連 絡

令和3年3月29日

加盟団体各位

公益財団法人広島県体育協会

アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント
に係る相談窓口等について

平素より本協会事業推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記に係る別添のスポーツ庁からの事務連絡について、公益財団法人日本スポーツ協会から周知依頼がありましたので情報提供します。

関係者への周知をよろしく申し上げます。

事務連絡

令和3年3月23日

公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
一般社団法人大学スポーツ協会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟
独立行政法人日本スポーツ振興センター

御中

スポーツ庁競技スポーツ課

アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント
に係る相談窓口等について

スポーツの大会等において、アスリートが性的意図を持って写真・動画を撮影されたり、アスリートの写真・動画がインターネット上に性的意図を持って掲載されたりする事案（以下「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント」という。）については、アスリートを被害から守るため、横断的に取組を進めていただいているところです。

検討課題の一つとなっていたアスリートへの写真・動画による性的ハラスメントに係る相談窓口に関し、まずは既存の相談窓口の活用について下記のとおりお知らせします。

宛先の各団体・機関（以下「統括団体等」という。）におかれては、下記の内容を加盟・登録団体等に対して周知いただくとともに、統括団体等及び加盟・登録団体等においてアスリート等に相談窓口を周知・案内する際に、参考にしていただくようお願いします。

記

1. インターネット上に掲載された写真・動画に係る対応について

(1) インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口について

インターネット上に掲載された情報がアスリート等の権利を侵害する違法・有害情報に当たる場合、サイト管理者・プロバイダ等に対し、掲載された写真・動画の削除を依頼するなどの対応が考えられます。別添資料（総務省作成）のとおり、インターネット上の違法・有害情報に関して相談可能な窓口が設置されていますので、加盟・登録団体等やアスリート等への周知をお願いします。

なお、具体的な対応については、各個別事案の違法性などを踏まえて判断されるものであり、何らかの対応が可能かどうかも含めて、各個別の事案により異なりますので御留意ください。

<参考>

○ 違法・有害情報相談センター【総務省】(<https://www.ihaho.jp>)

相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う場合に、インターネットに関する専門知識や経験を有する相談員が、削除依頼の方法などをアドバイスします。

○ 人権相談【法務省】(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>)

アスリート等の名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵犯の疑いのある事案について、相談に応じます。相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う方法等の助言に加え、法務局が違法性を判断した上で本人に代わってプロバイダ等に対する削除要請を行います。

※ 以下の複数の窓口から相談可能です。

- ・「みんなの人権110番」 0570-003-110
- ・「女性の人権ホットライン」 0570-070-810
- ・「外国語人権相談ダイヤル」(10言語対応) 0570-090911
- ・「インターネット人権相談」 <https://www.jinken.go.jp>

(2) スポーツ団体における対応について

統括団体等及び加盟・登録団体等における相談窓口のあり方については、引き続き検討を進めるとともに、現段階において個別に被害相談が寄せられるもののうち、統括団体等や加盟・登録団体等において対応が困難なものについては、(1)を参照しつつ、まずは事案に応じて適切な窓口を周知・案内いただくことも検討ください。

2. 大会中の写真・動画の撮影行為について

大会中の写真・動画の撮影行為については、各大会主催者等における開催要項等によるルールの整備を進めるべく検討が進められておりますが、引き続き、統括団体等の協力の下で事例のとりまとめ・共有に向けた検討を進めていただくようお願いいたします。

また、大会主催者等において、見回りや不審な撮影者への声かけ等が行われているところですが、例えば、赤外線透視機能付きカメラによる衣服の透過撮影行為が都道府県の迷惑防止条例違反で取り締まられた事例が存在するなど、事案の性質によっては、最寄りの警察署に通報することで取締りが行われる場合があります（ただし、事案の内容や都道府県ごとの条例整備状況等によって、個別の事案に係る具体的な対応は異なります。）。

不適切な撮影行為の抑止効果を高める観点から、事案によっては法令・条例に基づき処罰される可能性がある旨を注意喚起することも考えられますので、ポスターの掲示や大会プログラム・チラシ等への掲載、会場でのアナウンスなど、各大会において適切な取組が進められるよう、統括団体等におかれましては、主催大会等における対応及び加盟・登録団体への周知をお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁競技スポーツ課企画係

電話：03-5253-4111（内線 2679）

メール：kyosport@mext.go.jp

インターネット上の違法有害情報に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ところ」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎悩みや不安を抱えて困っている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

・解決策がわからない
・書き込みを削除したい

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・身の危険を感じる
・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談
または 法テラス

<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察
本部のサイバー犯罪相談窓口

<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・まずアドバイスがほしい
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない
・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

国の機関に
相談したい

民間機関に
相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)



<https://www.ihaho.jp>



迅速な助言

- ◎相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。
- ◎インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が対応
- ◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広いアドバイスが可能
- ◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

「人権相談」
(法務省)



<https://www.iinken.go.jp>

「みんなの人権110番」
0570-003-110

削除要請・助言

- ◎相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請を行います。
- ◎削除要請は、専門的知見を有する法務局が違法性を判断した上で行います。
- ◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」
(セーフアーインターネット協会)



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。
- ◎インターネット企業有志によって運営されるセーフアーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎インターネットで連絡を受けし、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。